

**都市計画道路 高山富雄小泉線
都市計画原案 説明会**

平成24年 10月12日

目次

1. **（都）高山富雄小泉線の概要**
2. **都市計画変更を定める背景**
3. **道路計画変更の概要**
4. **計画変更の内容**
5. **（都）高山富雄小泉線の整備効果**
6. **環境への影響**
7. **都市計画の手続き**

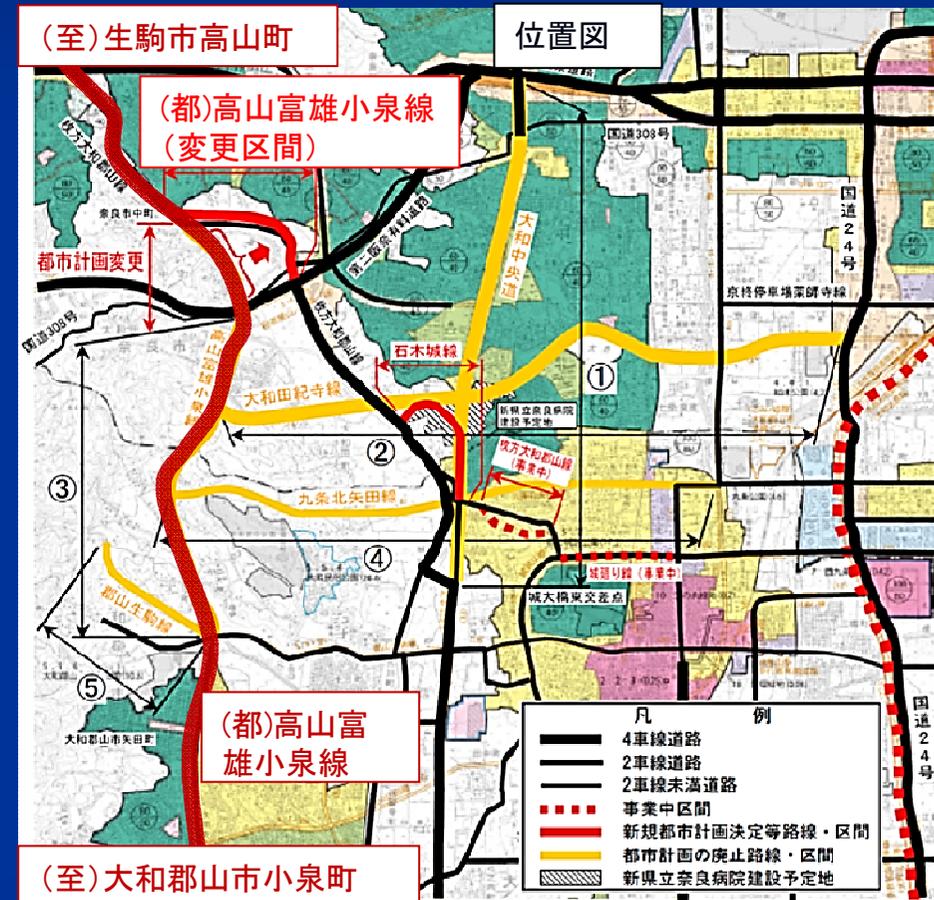
1. (都) 高山富雄小泉線の概要

【概要】

- 起点：生駒市高山町
- 終点：大和郡山市小泉町
- 標準幅員22m
- 延長約14,190m
- 幹線街路

【経緯】

- 昭和39年
大和郡山市域が大和郡山市の道路網を形成する外環状線として都市計画決定
- その後2回の都市計画変更
- 平成15年
車線明記と同時に幅員の見直し



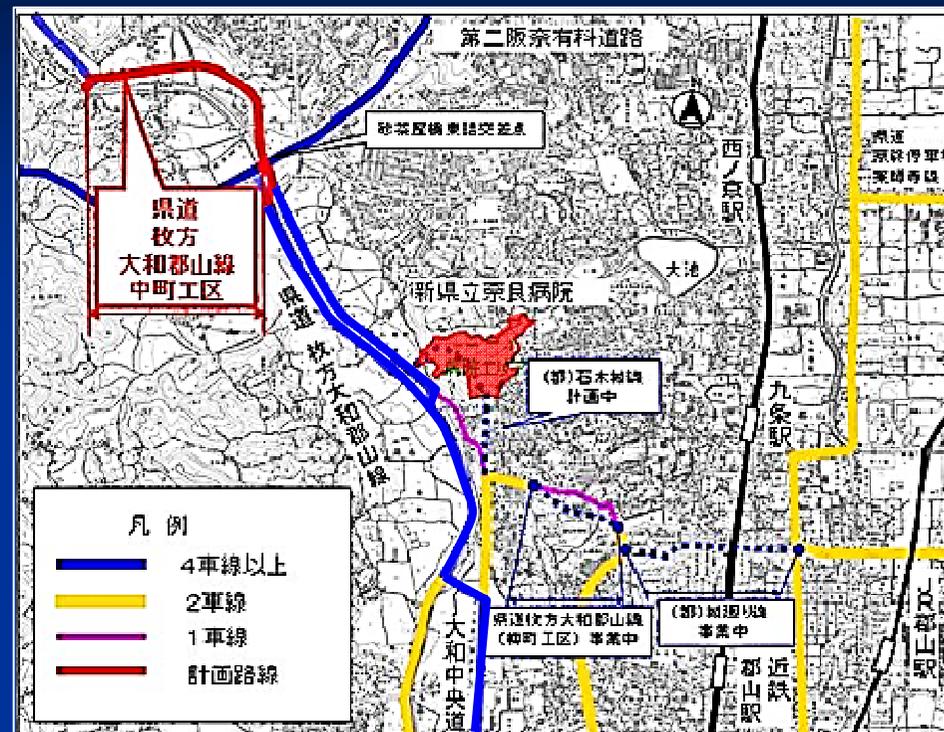
2. 都市計画変更を定める背景

■ 県道 枚方大和郡山線は、生駒市内と大和郡山市内を結ぶ県南北の広域幹線道路であり概ね4車線で整備されている。

■ 奈良市中町周辺のみが2車線で部分的に狭くなっており、広域幹線道路のミッシングリンク（未整備の部分）となっている。

■ 砂茶屋橋東詰交差点を先頭に、渋滞が発生している状況となっています。

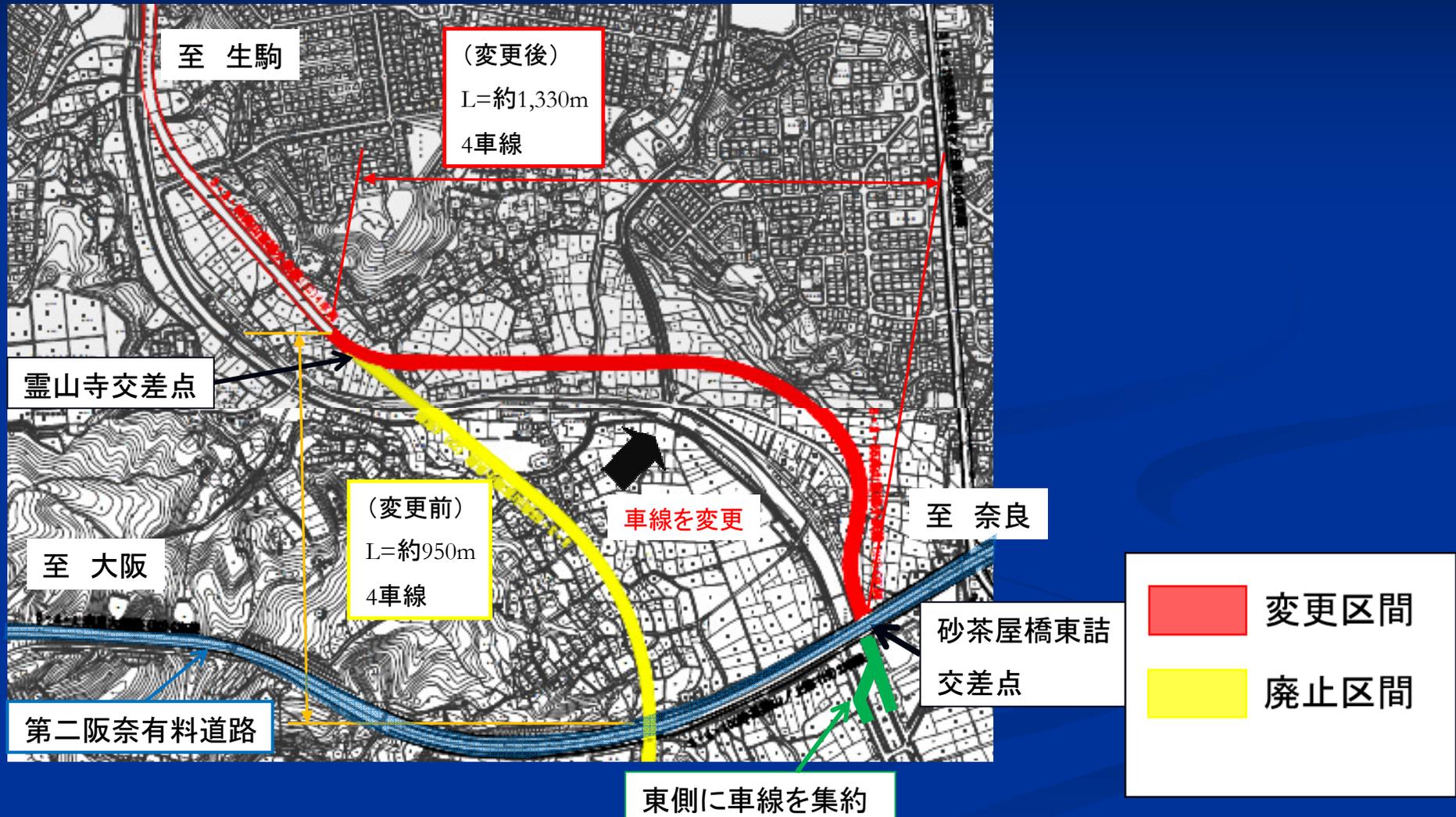
■ 渋滞解消だけでなく、新県立奈良病院へのアクセス道路としての利用が期待できます。



3. 道路計画変更の概要

- 県道枚方大和郡山線の**2車線区間を4車線化**し、**ミッシングリンク（未整備の部分）をつなぐこと**により、国道24号等に集中していた南北方向の交通を受け持つことが可能。
- (都) 高山富雄小泉線のうち、第二阪奈有料道路から北側の未着手区間についての**見直し（線形の変更）**を行い、県道枚方大和郡山線の**4車線区間を接続**するよう以下の変更を行います。
 - ・ 道路線形を変更
 - ・ 奈良市中町地内の延長を約950mから約1,330mに変更

3. 道路計画変更の概要



3. 道路計画変更の概要

(名称：都市計画道路 高山富雄小泉線)

【区 間】

(自) 奈良市中町 ～ (至) 奈良市中町

【延 長】

約1,330m

【道路区分】

第4種1級

【計画交通量】

20,700台/日

【道路構造】

車線数 : 4車線

車線幅員 : 1車線あたり 3.25m

標準幅員 : 22.0m

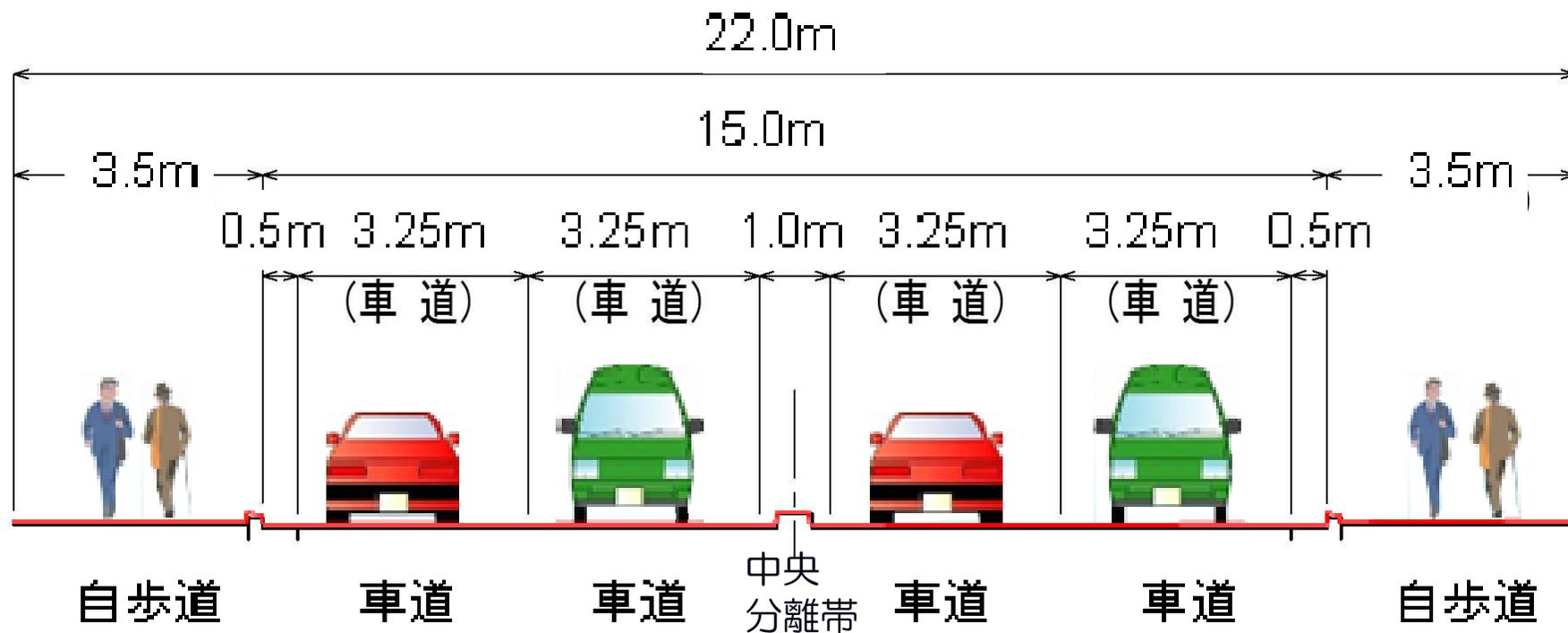
4. 計画変更の内容

■ 4-1. 計画図



4. 計画変更の内容

■ 4-2. 標準横断図



5. (都) 高山富雄小泉線の整備効果

- ① 県北西部から(都)大和中央道経由により、大和まほろばスマートICを介し、西名阪自動車道や京奈和自動車道にアクセスする**広域幹線ネットワーク**を構築します。
- ② 砂茶屋橋東詰交差点の渋滞を解消し、**円滑な交通を確保**します。
- ③ 新県立奈良病院へのアクセスルートを確保し、**救急搬送における速達性**を図ります。

6. 環境への影響

- 都市計画案の区間の中で、環境予測を実施した結果、**大気質、騒音、振動**のすべてにおいて**環境基準等を満足する結果**が得られています。

6. 環境への影響

■ 大気質（環境基準・予測値）

項目	環境基準	予測値	適否
二酸化窒素	0.04～0.06ppm もしくはそれ以下	0.033ppm	○
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下	0.049mg/m ³	○

※環境基準根拠

二酸化窒素に係る環境基準について
(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

大気の汚染に係る環境基準について
(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

6. 環境への影響

■ 騒音（環境基準・予測値）

用途地域の区分等		時間区分	環境基準	予測値	適否
近接空間	2車線を超える車線を有する幹線道路	昼間	70db以下	66～67db	○
		夜間	65db以下	62～64db	○

※昼間は6時～22時、夜間は22時～6時

※環境基準根拠

騒音に係る環境基準について

（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

6. 環境への影響

■ 振動（環境基準・予測値）

用途地域の区分等		時間区分	環境基準	予測値	適否
第1種 区域	第1種・第2種 低層住居専用地域、 第1種・第2種 中高層住宅専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準住居地域及びその他の地域	昼間	65db以下	41～49db	○
		夜間	60db以下	35～42db	○
第2種 区域	近隣商業・商業地域・ 準工業・工業地域	昼間	70db以下	—	—
		夜間	65db以下	—	—

※昼間は午前8時～午前7時、夜間は午後7時～午前8時

※環境基準根拠

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）

第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

※用途地域外の地域については第1種区域として評価

7. 都市計画の手続き

■ 7-1 都市計画で定める内容

○路線

縮尺**1/2, 500**の地図上に、
位置および**区域**を表示

○基本的な構造

道路の**車線数**、**幅員**、**構造形式**（高架、平面等）

7. 都市計画の手続き

■ 7-2 都市計画の手続きの流れ (1)

都市計画原案の立案



地元説明会

現在は
この段階です。



都市計画案の作成

(県)



公告・縦覧
意見書の提出

(2週間)



7. 都市計画の手続き

■ 7-2 都市計画の手続きの流れ (2)



関係市
(**奈良市**・大和郡山市)
の意見



奈良県都市計画審議会



都市計画の決定の告示